

社会福祉法人八王子市社会福祉協議会  
株式会社村内ファニチャーアクセス助成金交付要領

(令和2年8月12日 制 定)

(目的)

第1条 この要領は社会福祉法人八王子市社会福祉協議会社会福祉団体等助成金交付要綱に基づき実施される、株式会社村内ファニチャーアクセス助成金に関し、必要な事項を定めることで、適正な事業遂行を行うことを目的とする。

(助成対象事業)

第2条 八王子市内の社会福祉を振興するための事業であってサービス内容、ニーズの高さ等地域の実情に照らし、事業の実施が必要と認められ、新たな展開を伴い、継続性が期待できる事業であること。

(助成対象分野)

第3条 助成金を交付する助成対象事業の分野は次のとおりとする。

- (1) 緊急に充実を図る必要がある高齢者及び障害者の地域福祉の推進に関すること。
- (2) 高齢者及び障害者の社会参加の推進に関すること。
- (3) 民間非営利団体等による地域福祉・介護活動に関すること。

(助成対象にならない事業)

第4条 前条の規定にかかわらず次の事業は、助成対象事業としない。

- (1) 国又は地方公共団体の補助制度が設けられている事業。
- (2) 同様の助成を他から受けている、あるいは受ける予定がある事業
- (3) 営利を目的とする事業
- (4) 調査研究が主である事業
- (5) 自ら主催実施しない事業

(助成対象費用)

第5条 助成対象費用は、物品（備品を含む。）の購入費とする。ただし、車両購入の場合、車両本体価格（付属品含む）を助成対象とし、購入に係る自動車税・取得税・重量税・保険料・登録諸費用・リサイクル法関連費用・納車経費は除くものとする。

(助成対象金額の限度)

第6条 1事業あたりの助成額は、75万円を限度とし、かつ、事業総額の87.5%未満とする。助成金の総額は、年度の当初予算計上額とする。

(助成対象事業の選定方法)

第7条 助成対象事業の選定は、社会福祉法人八王子市社会福祉協議会の会長、副会長及び常務理事による選定委員会において決定する。助成事業として決定した場合は、各団体に通知し所定の手続きにより助成金を交付する。

(助成対象事業の応募方法)

第8条 助成対象事業の応募等については次による。

- (1) 本会広報媒体で公募する。募集期間は、1箇月とし、この期間内に応募した事業を選定対象事業とする。
- (2) 応募は1団体1事業(1物品)とする。
- (3) この要領により助成を受けた団体は2年間応募できないものとする。
- (4) 応募は別紙1「社会福祉団体等助成金交付申請書」に別紙2の書類を添付して提出することとする。
- (5) 応募方法に関しては社会福祉法人八王子市社会福祉協議会社会福祉団体等助成金交付要綱に基づく。

(その他の条件)

第9条 助成を受けた助成対象物品(備品)には、「株式会社村内ファニチャーアクセス助成」と表示することとする。

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部または一部を取り消し、もしくは既に交付した助成金の全部または一部を返還させることができる。

- (1) 助成金を目的外に使用したとき
- (2) この基準に違反したとき
- (3) 当初の事業予算計画に対して、助成金交付額の余剰が発生した場合

(委任)

第11条 その他協議が必要な事項が発生した際は、会長が決定する。

(施行期日)

この要領は、令和2年8月12日から施行する。